

平成22年度予算の概算要求に当たっての
基本的な方針について

平成 22 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について

〔平成 21 年 7 月 1 日
閣 議 了 解〕

平成 22 年度予算については、持続的な経済成長と財政健全化の両立を図る上で重要な予算であることから、「経済財政改革の基本方針 2009」（平成 21 年 6 月 23 日閣議決定。以下「基本方針 2009」という。）に則り、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定。以下「基本方針 2006」という。）等を踏まえ、無駄の排除など歳出改革を継続しつつ、安心・安全を確保するために社会保障の必要な修復をするなど安心と活力の両立を目指して現下の経済社会状況への必要な対応等を行う。

平成 22 年度予算においては、これまで同様、不断の行政改革の推進と無駄排除の徹底を継続していく。このため、引き続き歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、真に必要なニーズにこたえるための財源の重点配分を行う。

また、基礎的財政収支の改善努力を継続するとともに、国債発行額についても極力抑制する。

平成 22 年度予算の概算要求については、以上のような基本的考え方を踏まえ、具体的には下記により行う。

記

1. 各省庁は、各所管ごとに、以下の(1)、(3)①及び②に規定する額並びに(2)①及び(3)④に規定する要望の上限額の範囲内において、適正に積算を行い、要求・要望を行う。

(1) 年金・医療等に係る経費

補充費途として指定されている経費等のうち、年金、医療等に係る経費（以下「年金・医療等に係る経費」という。）については、高齢化等に伴う自然増（各所管計 1 兆 900 億円）を前年度当初予算における年金・医療等に係る経費に相当する額に加

算した額の範囲内において、各所管ごとに、要求する。なお、社会保障については、「基本方針 2009」等に基づき、将来安定財源を確保することとしつつ、平成 22 年度予算においては、自然増について可能な範囲で効率化に努め、その範囲内で社会保障の充実を図る。

(2) 公共事業関係費

- ① 公共事業関係費に係る予算措置の総額については、前年度当初予算における公共事業関係費に相当する額に 100 分の 97 を乗じた額の範囲内に抑制する。但し、下記(5)の調整を行う。

公共事業関係費に係る各省庁の要望については、各所管ごとに、前年度当初予算における公共事業関係費に相当する額に 100 分の 97 を乗じた額（以下(2)①において「要望基礎額」という。）を算出した上で、当該要望基礎額に 100 分の 125 を乗じた額を上限とする。

- ② なお、公共事業関係費全般について、予算編成過程等において、

イ 「基本方針 2009」を踏まえ、地方の自立・活性化、我が国の成長力強化、防災・減災等による安全・安心の確保等の観点から、真に必要な社会資本を選別するとともに、整備水準や普及率の上昇、産業構造の変化等を踏まえた事業分野ごとのメリハリ付けを強化し、投資の重点化を一層推進する。

ロ 費用対効果分析等による事業評価を一層活用し、中止、見直しを含め、事業の厳格な選択を行う。

ハ あらゆる事業分野において、民間手法、民間資金等活用事業(PFI)の活用や規格の見直し等を進めるとともに、既存ストックの有効活用や事業間の連携強化により、事業の透明性を十分確保しつつ、官民格差等を踏まえたコスト縮減の取組を継続する。特に、談合の廃絶など、国・地方を通じ、入札・契約の透明性・公正性を確保し、執行段階における競争促進を図るとともに、必要性・効率性を踏まえた無駄の排除を徹底する。

- ニ 国と地方の役割分担の明確化等の観点から、引き続き直轄事業及び補助事業の見直しを行う。
- ホ 政策目的に照らし、公共事業から公共事業以外のより適切な政策手段へのシフトを図るなど、公共事業及び非公共事業の区分にとらわれない配分を行う。
- ヘ 各地域における社会資本の整備状況や必要性に十分に配慮しつつ、適切な予算配分を行う。

(3) その他の経費

① 人件費

人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号。以下「行革推進法」という。）、「経済財政改革の基本方針 2007」（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定）等を踏まえ、各所管ごとに、前年度当初予算における人件費に相当する額に、給与構造改革の効果を反映しつつ、平年度化等の増減を加減算するとともに、「国の行政機関の定員の純減について」（平成 18 年 6 月 30 日閣議決定）における重点事項別の純減目標数を踏まえた人件費の減を減算（配置転換に係る職員の受入れに伴う人件費の増がある場合には加算）した額の範囲内において要求する。

総人件費改革の内容については、要求の時点では盛り込まれなかった事項も含め、予算編成過程において、着実に実現する。

② 義務的経費

イ 以下の(i)ないし(iii)及び(注)に掲げる経費については、各所管ごとに、前年度当初予算におけるその合計額に相当する額の範囲内において、(iv)に掲げる経費については、前年度当初予算における合計額から下記(5)における加算額を控除した額の範囲内において、要求する（以下の(i)ないし(iv)及び(注)に掲げる経費を以下「義務的経費」という。）。なお、(iv)の額及び下記(5)における加算額につい

ては、今後の経済状況を踏まえ、予算編成過程において検討し、必要な措置を講ずる。

なお、防衛関係費に係る人件費の要求については、(3)①の規定にかかわらず、義務的経費と同様の取扱いとする。

(i) 補充費途として指定されている経費

(ii) 法令等により支出義務が定められた経費等の補充費途に準ずる経費（その他施設費を除く。）

(iii) 国家機関費（一般行政経費を除く。）及び防衛関係費に係る国庫債務負担行為等予算額

(iv) 予備費（経済緊急対応予備費を含む。）

(注) 平成 21 年度の衆議院議員総選挙に必要な経費の減、平成 22 年度の参議院議員通常選挙に必要な経費の増、平成 22 年度の国勢調査の実施に必要な経費の増等については、上記の金額に加減算する。

ロ 義務的経費については、制度の根元にまで踏み込んだ抜本的見直しを行い、歳出の抑制を図る。

③ その他経費

その他の経費のうち、人件費及び義務的経費を除く経費（以下「その他経費」という。）に係る予算措置の総額については、各経費ごとに以下の額を上限として縮減を図る。但し、下記(5)の調整を行う。

イ 科学技術振興費

前年度当初予算における科学技術振興費に相当する額。

ロ 国立大学法人運営費

前年度当初予算における国立大学法人運営費に相当する額に 100 分の 99 を乗じた額。

ハ 私立学校振興費（日本私立学校振興・共済事業団補助等を除く。以下同じ。）

前年度当初予算における私立学校振興費に相当する額に

100 分の 99 を乗じた額。

ニ 防衛関係費

前年度当初予算における防衛関係費に相当する額に 100 分の 99 を乗じた額。

ホ その他

前年度当初予算における(3)③イからニに規定する経費以外の経費に相当する額に 100 分の 97 を乗じた額。

- ④ その他経費に係る各省庁の要望については、各所管ごとに、以下のイ、ロ及びハにより算出される額の合計額（以下(3)④において「要望基礎額」という。）を算出した上で、当該要望基礎額に 100 分の 125 を乗じた額を上限とする。

イ 前年度当初予算における(3)③イの経費に相当する額

ロ 前年度当初予算における(3)③ロ、ハ及びニの経費に相当する額に 100 分の 99 を乗じた額

ハ 前年度当初予算における(3)③ホの経費に相当する額に 100 分の 97 を乗じた額

(4) 各経費間の要求・要望の調整等

- ① (2)①及び(3)④に規定する公共事業関係費及びその他経費に係る要望基礎額並びに(3)①及び②に規定する人件費及び義務的経費（既存債務の支払いに係る経費を除く。）に係る要求額については、その合計額の範囲内において、各経費間で所要の調整をすることができる。
- ② この場合の公共事業関係費及びその他経費に係る各省庁の要望額は、(4)①の調整を行う前の要望基礎額に 100 分の 125 を乗じた額に、当該調整に係る額を加減算した額を上限とする。

(5) 予算配分の重点化促進のための加算

経済危機的状況に照らし、果敢な対応を適時適切に図るための臨時の措置として、所管を越えた予算配分の重点化・効率化

を促進するため、(2)①及び(3)③に規定する公共事業関係費及びその他経費の各経費について、各省庁の要望を踏まえ、予算編成過程において、総額 3,500 億円の範囲内で、上記に規定する予算措置の総額の上限に加算することができる（以下「経済危機対応等特別措置」という。）。

(注) 「経済危機対応等特別措置」とは、経済社会状況への対応等として「基本方針 2009」の第 1 章 4(3)「当面の「最優先課題」」、第 2 章「成長力の強化」（「新経済成長戦略のフォローアップと改訂」(平成 20 年 9 月 19 日閣議決定)を基礎とした「未来開拓戦略」(平成 21 年 4 月 17 日)及び「地方再生戦略」(平成 20 年 12 月 19 日改定)に係る施策を含む。)、第 3 章「安心社会の実現」等に掲げられたもののうち、緊急性や政策効果が特に高い施策に必要な経費として加算するものをいう。

(6) 各経費の重点化・効率化

「基本方針 2009」を踏まえ、各経費に係るムダ・ゼロに向けた見直しを断行するとともに、歳出全体の徹底した洗い直しを行う。その上で、制度・施策の抜本的な見直しや各経費間の優先順位の厳しい選択を行うことにより、真に必要なニーズにこたえるための予算配分の重点化・効率化を行う。

上記の各経費の重点化・効率化に当たっては、「基本方針 2009」の第 4 章 1(2)「平成 22 年度予算の方向」等を踏まえ、「経済危機対応等特別措置」も活用しつつ、第 1 章 4(3)「当面の「最優先課題」」に掲げられた取組に対して、最大限の重点対応を行うほか、第 2 章「成長力の強化」、第 3 章「安心社会の実現」等に掲げられた取組を推進する。

各省庁の要求・要望に当たっては、上記のような重点化・効率化の考え方に真にふさわしい施策・事業に重点を置く。

また、府省横断的な予算については、重複排除と関係府省間の連携を進めることとし、その際、引き続き「政策群」の手法を活用する。

2. 上記による要求・要望に当たっては、無駄の排除を徹底するため、既存の全ての事務・事業について、必要性、有効性、効率性の視点から徹底した見直しを行い、要求・要望に反映させる。その際、行政支出総点検会議による指摘等も踏まえ、政策の棚卸しを行い、予算執行の状況、決算の状況、審査結果及び検査報告、予算執行調査結果並びに政策評価結果等を適切に反映するなど積算の適正化及び無駄の排除に取り組みつつ、制度・施策の根元にまで踏み込んだ見直しを行うなど、所管の予算を聖域なく抜本的に見直す。

上記の観点を踏まえ、要求・要望に当たっては、

- (1) 予算の目的・効果等を分かりやすく示すとの観点及び予算・決算と政策評価の連携を強化し、予算の重点化・効率化を一層進めるとの観点から、政策ごとに成果目標、必要性、効率性、有効性等を明らかにする。政策評価については、その結果を要求・要望に適切に反映させるとともに、政策評価による無駄の削減の成果及びその要求・要望への反映状況を明らかにする。

また、各省庁は、各政策の執行の結果を把握し、原則として、決算額を政策ごとに把握する。

さらに、「成果重視事業」の取組を引き続き進める。

- (2) 各省庁は、支出の相手方、契約形態、支出の対象となる物品購入、役務提供等の具体的な内容、事務・事業の実施状況及び成果等の予算の執行状況について調査・把握する。これを踏まえ、不適切・非効率な支出を排除する観点から見直しを行い、要求・要望に反映させるとともに、予算の執行状況及びその要求・要望への反映状況を明らかにする。

また、予算執行の実績を的確に把握し、予算との差異の要因等を十分精査しつつ、その結果を適切に反映する。

- (3) 庁費等の一般行政経費等については、広報経費、委託調査費等を含め、納税者の視点に立って、所管の行政を見直し、その効率化に向け不断の努力を行うことを通じて、厳しく抑制する。

- (4) 行政の効率化・簡素化を進め、財源を最大限有効に活用するとの観点から、民間活力の活用による効率化に努めるとともに、公共サービスの合理化・効率化を織り込み、単価を引き下げ、経費を削減する。
- (5) 「行革推進法」に基づき、事業の仕分け・見直しを行いつつ、行政のスリム化・効率化を一層徹底し、総人件費改革や特別会計改革、資産債務改革等について平成 22 年度予算に適切に反映する。
- (6) 行政効率化関係省庁連絡会議における取りまとめ、「随意契約の適正化について」（平成 19 年 1 月 26 日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議）及び行政支出総点検会議の指摘等を踏まえ、競争性のない随意契約について、競争性の高い契約方式に移行する等の取組を着実に推進する。
- (7) 科学技術振興費等については、総合科学技術会議などと、その提出前に、重複排除及び連携強化等の観点から所要の調整を行う。なお、科学技術振興費については、「第 3 期科学技術基本計画」（平成 18 年 3 月 28 日閣議決定）及び「基本方針 2009」を踏まえ、その着実な実施に向け、1 (3)④、(4)、(5)及び(6)に規定する枠組みの下、研究費の不正使用問題への厳正な対処やデータベースの運用等科学技術システム改革の着実な実施を図りつつ、予算編成過程において経費の大胆な選択と集中を一層推進する。
- (8) 定員及び機構については、時代の要請に即応して行政の役割を見直すとともに、簡素にして温かい政府の実現を図るとの基本的考え方に立ち、「行革推進法」等を踏まえ、行政組織の減量・効率化の一層の推進を図るため、従来にも増して厳選した要求を行う。特に、定員については、「国の行政機関の定員の純減について」、「平成 22 年度以降の定員管理について」（平成 21 年 7 月 1 日閣議決定）等を踏まえ、地方支分部局の業務及び I T 化

に係る業務についての見直しに積極的に取り組むとともに、行政需要の変化に対応した定員の再配置を進めつつ、純減を確保する。

- (9)① すべての独立行政法人について、「基本方針 2009」に基づき、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）を着実に実施することとし、確実に要求・要望に反映する。本年中に組織・業務の見直しの結論を得ることとなる独立行政法人については、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）等を踏まえ、無駄を徹底して排除すべく組織・業務全般について極力整理縮小する方向で見直しを進め、その内容について可能な限り要求・要望に反映する。
- ② また、各独立行政法人において、「独立行政法人整理合理化計画」に基づき、随意契約の見直しを行うとともに、独立行政法人等の総人件費について平成 18 年度以降の 5 年間で 100 分の 5 以上（年平均 100 分の 1 以上）の削減を基本とする改革等に引き続き取り組む。
- ③ なお、独立行政法人等及び特殊法人の新設・改廃に係る要求については、「行革推進法」、「国の行政機関の定員の純減について」等既往の方針を踏まえて対処する。
- ④ 独立行政法人向け財政支出については、各政策分野における歳出改革に取り組むと同時に、上記の取組を着実に行之、要求・要望に可能な限り反映させる。
- ⑤ このほか、「独立行政法人整理合理化計画」等を踏まえ、保有資産の必要性を厳しく精査し、政府出資等に係る不要財産の国庫納付を着実に推進する。このほか、中期目標期間終了時における積立金の国庫納付についても十分精査し、平成 22 年度予算に適切に反映させる。
- (10) 特例社団法人・特例財団法人又は新公益法人制度の下で行政庁の認定を受けた法人（以下「公益法人」という。）に対する

支出については、国民の視点に立って、無駄を根絶するため、これまでの点検の結果を踏まえ、支出を削減する観点から徹底的な見直しを行い、要求・要望に反映させる。さらに、行政支出総点検会議による指摘等も踏まえ、財政支出を厳しく抑制する。

- (11) 国等からの補助金等により公益法人等に造成した基金については、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）等に沿って、引き続き、事業継続の必要性、基金保有額の規模の適正性などの観点から見直しを行い、支出を抑制するとともに、国庫返納を推進し、平成 22 年度予算に適切に反映させる。

また、各基金の具体的な執行に当たって、執行状況や使用残高等について、積極的に情報開示を行うこと等により、透明性を確保する。

- (12) 特殊法人等向け財政支出については、「特殊法人等整理合理化計画」、「行政改革の重要方針」等を踏まえ、根底から洗い直して厳しく抑制する。

- (13) 補助金等については、「基本方針 2009」等を踏まえ、全ての施策や事業に関し、国と地方及び官と民の役割分担の見直し、国及び地方を通じた行政のスリム化、更なるコスト効率化等あらゆる観点から、制度改正も含めた聖域なき見直しを徹底し、その整理合理化を一層推進する。

このため、

- ① 地方公共団体に対し交付される国庫補助負担金については、あらゆる施策や事業について、義務的経費に属する国庫補助負担金を含め聖域なく見直しを行い、経済危機に対応するために必要な経費、年金・医療等に係る経費及び国政選挙、国勢調査に必要な経費等を除いた額について、前年度当初予算における額を下回るよう抑制することを目指す。

また、「第 2 次地方分権推進計画」（平成 11 年 3 月 26 日閣

議決定)、「地域再生基本方針」(平成 17 年 4 月 22 日閣議決定)等を踏まえ、地域の自主性・裁量性を拡大する観点から、統合補助金の対象事業の一層の拡充や、省庁の壁を越えた交付金化等の補助金改革を推進する。

- ② 独立行政法人等への運営費交付金等、公益法人向け補助金等及び特殊法人等への補助金等については、財政支出に見合った成果が上がっているかどうか等、存置の必要性に立ち返った見直しを行うとともに、(9)～(12)に基づく取組を行い、徹底的な抑制を図る。

(14) 地方公共団体の自主性を尊重し、地方公共団体が実施する事務・事業に対する国の関与を見直し、その廃止・縮減を図ることなどにより、財政資金の効率的使用を図る。また、地方公共団体の職員数の増加を伴う施策については、厳にこれを抑制する。

(15) 情報システム関係予算のうち、システムの新たな構築・改修等に係る経費については、運用経費や業務処理時間・定員の削減が見込まれるなど行財政改革への寄与等の観点から、システム構築等の必要性・緊急性を精査し、要求・要望の選択と集中を図る。また、システムの保守・運用等に係る経費についても合理化・効率化を徹底する。

3. 国・地方間のバランスを確保しつつ、財政健全化等を進めることとする。地方財政については、「基本方針 2006」等を踏まえ、国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせ、地方公務員人件費、地方単独事業等の徹底した見直しを行いつつ、経済情勢を踏まえた地方財政計画の策定等を通じ、所要の地方財政措置を講ずる。

4. なお、「沖縄に関する特別行動委員会の最終報告に盛り込まれた措置の実施の促進について」(平成 8 年 12 月 3 日閣議決定)に基づく沖縄関連の措置に係る経費、「平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」(平成 10 年法律第 35 号)

等に基づく厚生年金保険事業に係る国庫負担の繰入れに必要な経費等、「肉用子牛生産安定等特別措置法」（昭和 63 年法律第 98 号）に基づく交付金等、「電波法」（昭和 25 年法律第 131 号）に基づく電波利用共益費用及び特別会計改革の実施により経理区分が変更されることに伴い増加する経費等の平成 22 年度における取扱いについては、予算編成過程において検討する。

また、「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」（平成 18 年 5 月 30 日閣議決定）に基づく再編関連措置に関する防衛関係費に係る経費の平成 22 年度における取扱いについては、防衛関係費の更なる合理化・効率化を行ってもなお、地元の負担軽減に資する措置の的確かつ迅速な実施に支障が生じると見込まれる場合は、予算編成過程において検討し、必要な措置を講ずる。

「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」（平成 19 年 7 月 5 日政府・与党合意）に基づく対策に係る経費の平成 22 年度における取扱いについては、財政に係る合理化のための努力と併せて予算編成過程において検討する。

「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」（平成 20 年 6 月 12 日政府・与党決定）に基づく対策につき国が負担することとなる経費の平成 22 年度における取扱いについては、平成 21 年度に引き続き、円滑な運営のための暫定措置のあり方の検討を踏まえ、予算編成過程で検討する。

5. 特別会計についても、2. に準じ、引き続き歳出改革の推進を図り、「行革推進法」等を踏まえ、制度改革等を行い、歳出の合理化・効率化を推進するとともに、一般会計からの繰入れや民間等からの借入れを抑制する。特に、統合される特別会計については、事業の横断的な実施や事務費等の経費の重複の排除等による合理化・効率化を徹底する。併せて、独立行政法人向け、公益法人向け、特殊法人等向け財政支出についても見直しを行い、要求に反映させる。

また、特別会計の予算要求に当たっては、一般会計と同様、無駄の排除を徹底するため、個別の事務・事業について必要性、有

効性、効率性の観点から徹底した見直しを行い、要求に反映させる。その際、行政支出総点検会議による指摘等も踏まえ、政策の棚卸しを行い、予算執行の状況、決算の状況、審査結果及び検査報告、予算執行調査結果並びに政策評価結果等を適切に反映するなど積算の適正化及び無駄の排除に取り組みつつ、制度・施策の根元にまで踏み込んだ見直しを行う。

このような観点から、各特別会計について、支出の相手方、契約形態、支出の対象となる物品購入、役務提供等の具体的な内容、事務・事業の実施状況及び成果等の予算の執行状況を調査・把握する。これを踏まえ、不適切・非効率な支出を排除する観点から見直しを行い、要求に反映させるとともに、予算の執行状況及びその要求への反映状況を明らかにする。

また、行政支出総点検会議により指摘された、特別会計ごとの課題や個別の支出の見直しに引き続き適切に対応するとともに、剰余金の処分のあり方や積立金の必要な水準等についての検証及び国民への説明の充実に取り組む。

6. 上記による要求・要望に当たっては、8 月末日の期限を厳守する。また、各経費区分間において所要の調整をせざるを得ない場合には、上記に従って算出される額の合計額の範囲内とする。

なお、やむを得ない事情により、この期限後に追加要求を提出せざるを得ない場合であっても、上記に従って算出される額の範囲内とする。但し、年金・医療等に係る経費等特定の経費に関連して、新たな安定財源が確保された場合の取扱いについては、予算編成過程で検討する。